

資料. 1

廃棄物焼却施設 建設工事計画

平成 28年 1月
協同組合 未来

1.事業主体

協同組合 未来

代表理事 藤原 俊二

住所 福山市神辺町字西中条826-1

TEL 084-967-1666

(組合員)

株式会社 神掃社

株式会社 備後総業

株式会社 環総

ミュキクリーン 有限会社

2.設置予定地



2.設置予定地

案内図
新規地図

住所

広島県福山市加茂町北山4448番地1



3.事業内容

◆設備能力

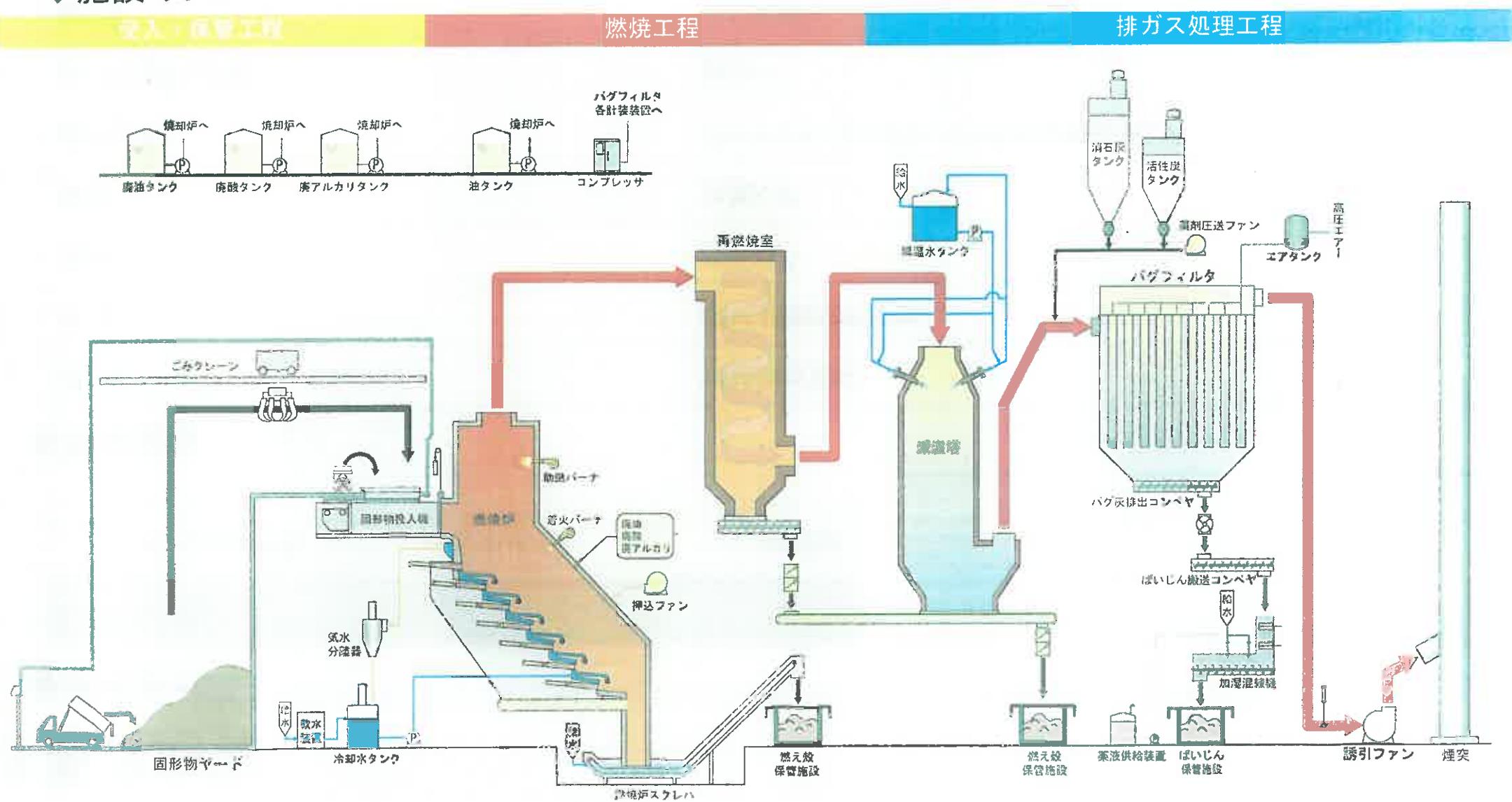
処理能力	運転時間
2,600 kg/時間	62.4トン/日 24時間

◆取扱品目

燃え殻	動植物性残さ
汚泥	動物系固形不要物
廃油	ゴムくず
廃酸	金属くず
廃アルカリ	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
廃プラスチック類	鉱さい
紙くず	がれき類
木くず	特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)等
繊維くず	以上17種類

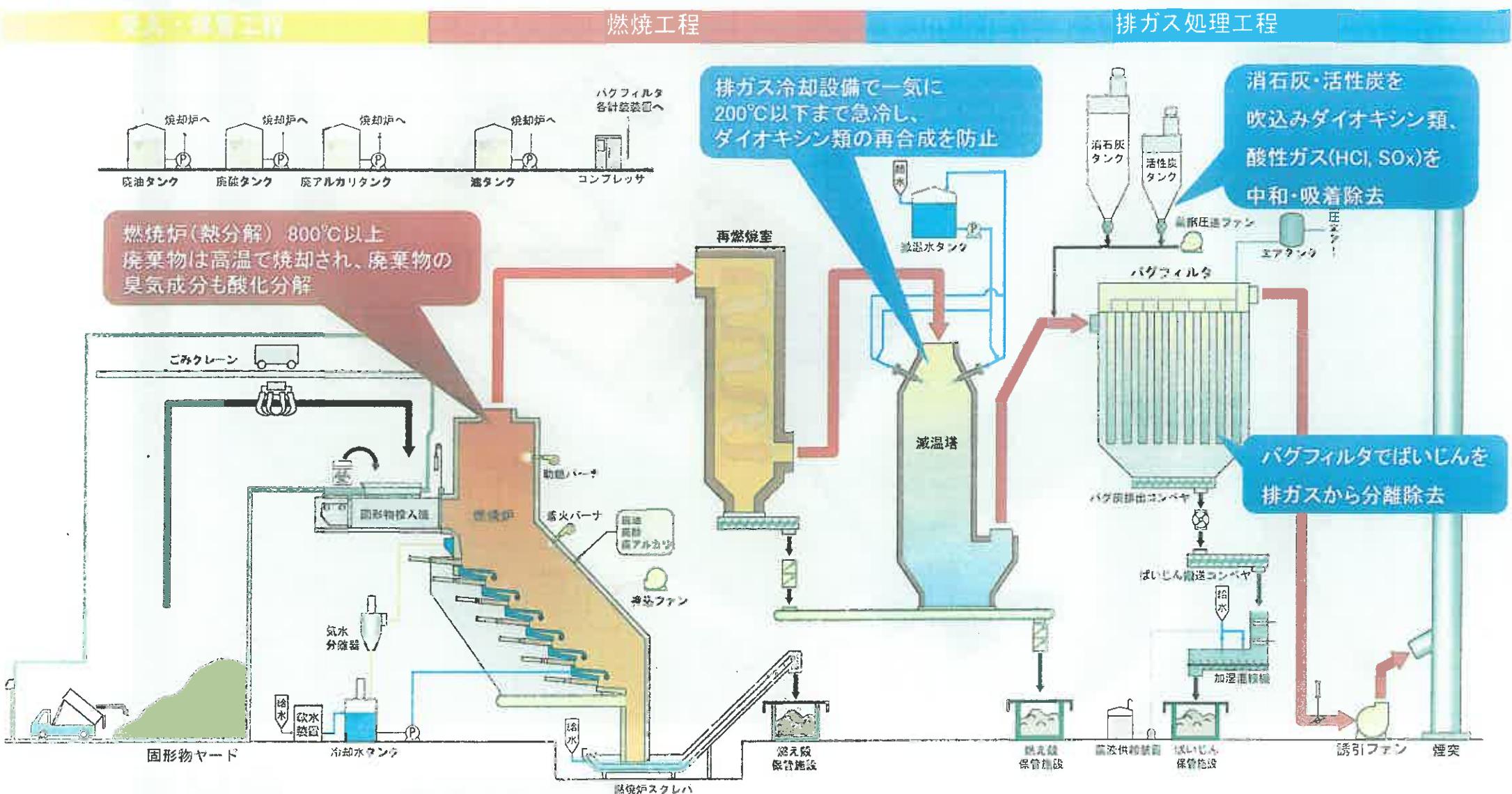
3.事業内容

◆施設のフロー



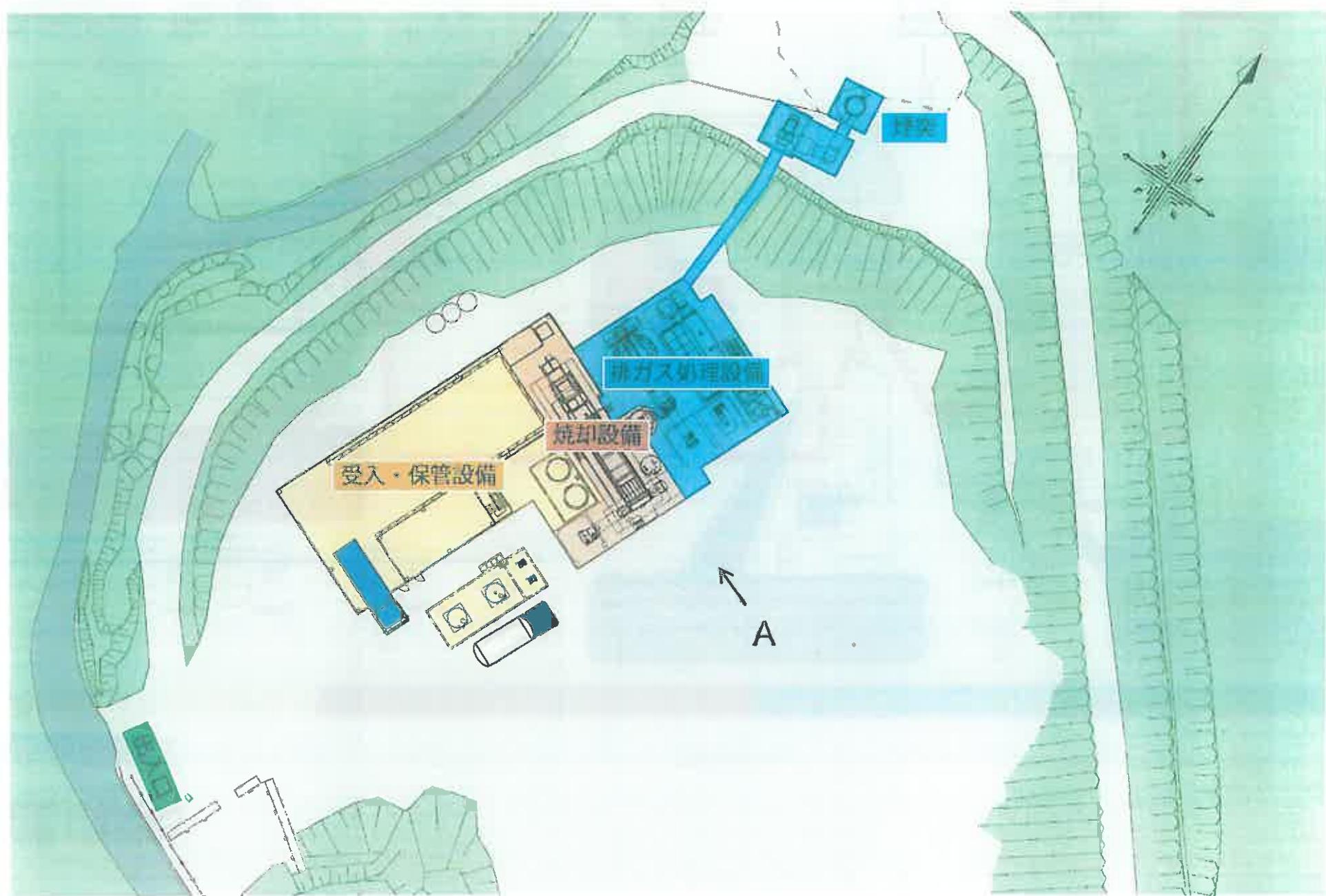
3.事業内容

◆施設の特徴



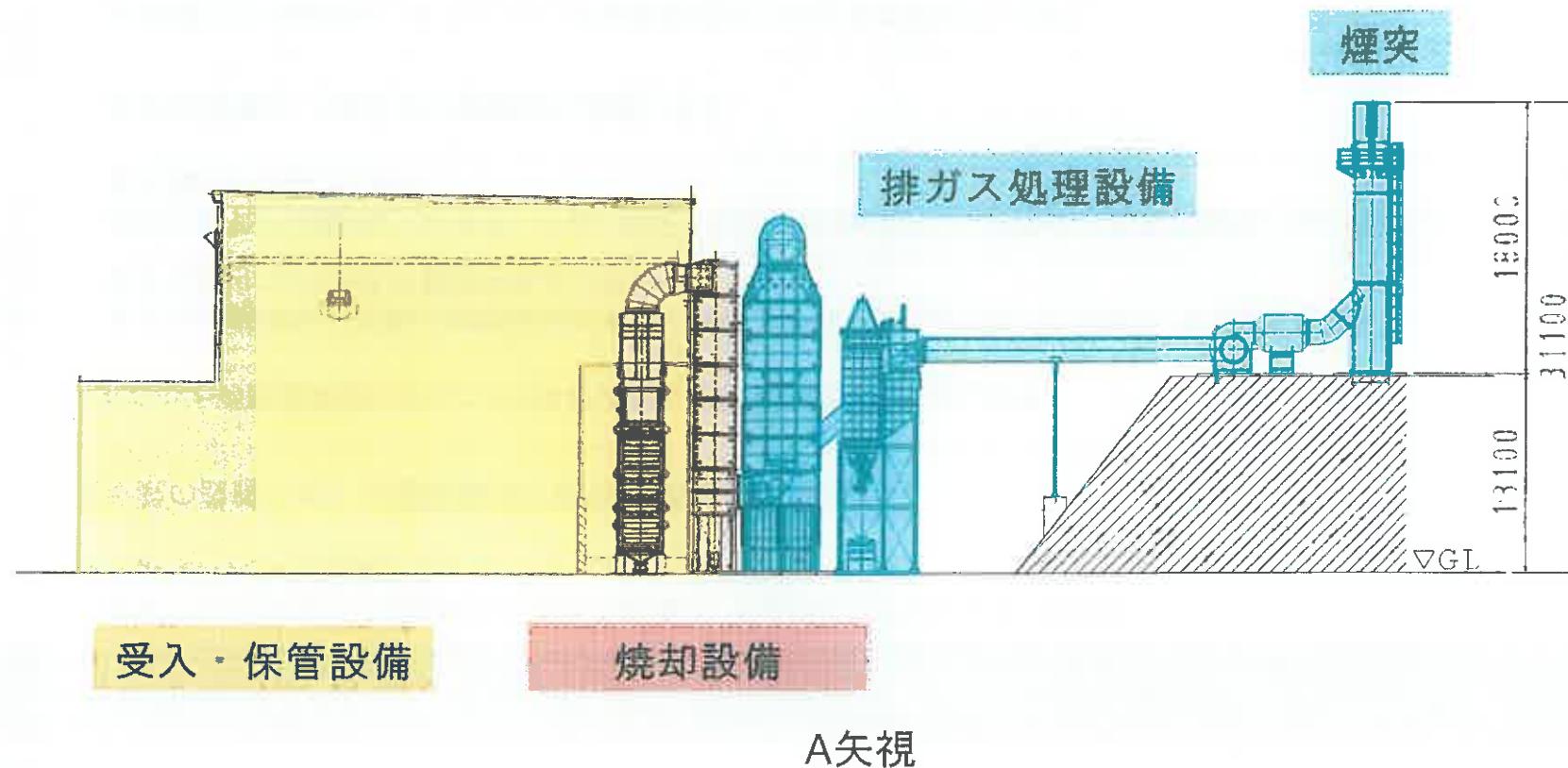
3.事業内容

◆施設配置計画



3.事業内容

◆施設配置計画(立面)



4.公害防止計画

◆環境対策

区分	対策
大気	消石灰や活性炭などの薬剤による排ガスの浄化、ならびにバグフィルターなどの高性能なガス浄化設備を導入し、クリーンな排気を実現します。
	最新鋭の設備により、法規制値及び自主管理値を遵守します。
悪臭	800°C以上の高温燃焼させることで排ガスからの臭気の発生を防止します。
	臭気のある廃棄物の運搬は密閉車両を用い、保管は、屋内のピット・ヤード、タンク、ドラム缶などで保管することにより臭気の漏洩を防止します。
	廃棄物を保管する屋内ピットやヤードは、負圧となるよう制御を行い、建物から臭気が漏洩しない構造とし、臭気の漏えいを防止します。
騒音	騒音発生機器は、できるだけ建屋内に設置します。
	屋外設置にする機器は、サイレンサ、防音壁設置などの防音対策を行います。
振動	振動が周囲に伝わらないよう防振ゴムなど防振対策を実施します。
排水	焼却プラントからの排水は、すべて焼却施設におけるガス冷却塔のプラント用水として利用するため放流は行いません。

4.公害防止計画

◆環境保全目標値

区分	項目	法規制値	自主管理値	単位・備考	
大気	硫黄酸化物	17.5	2.64	K値	
	窒素酸化物	250	190	ppm	酸素濃度12%換算値
	ばいじん	0.08	0.04	g/Nm ³	酸素濃度12%換算値
	塩化水素	700	100	mg/Nm ³	酸素濃度12%換算値
	ダイオキシン類	1	1以下	ng-TEQ/Nm ³	酸素濃度12%換算値
排水	設備からの排水はありません				

酸素濃度12%換算値：各施設によって酸素濃度は法律で定まっています。「廃棄物焼却施設」の場合は12%と定められています。排ガス濃度は空気を多量に送り込めば濃度が薄くなります。そこで不正を防ぐために12%換算値に換算させて基準値との比較を行わせるという意味があります。

【測定頻度】

ダイオキシン類：年1回以上

ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）：6か月に1回以上

5.維持管理計画

焼却施設維持管理基準表 (ガス化改質方式の焼却施設を除く。)

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

対応

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- 三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- 四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように講ずること。

廃棄物受入れの際には、産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう排出事業者より事前に情報を得、その廃棄物の性状を把握します。廃棄物の処理に当たっては、事前に必ず書面による委託契約を行います。また、受け入れる際に取り扱い廃棄物以外の廃棄物が含まれていないかマニフェスト及び目視にて確認します。

産業廃棄物の投入量が処理能力を超えないように管理します。

廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じ、関係機関に連絡します。

1回／年の機能検査、数ヶ月毎の停止点検又、毎日の日常点検を実施します。その他必要な排ガス測定を実施します。

廃棄物の飛散流出には十分注意し、毎日、日常点検を実施します。異常時には直ちに必要な処置を実施します。また産業廃棄物中の悪臭は高温燃焼により処理し発散を防止します。

施設内清掃を実施し、清潔を保持します。又適正量の保管を行う事とし、廃棄物の長期保管は行いません。

防音対策、防振対策を講じ生活環境を損なわない様にすると共に毎日の日常点検を実施し、異常時には緊急停止し、修理します。

5.維持管理計画

焼却施設維持管理基準表 (ガス化改質方式の焼却施設を除く。)

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

	対応
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からの排水は発生しません。
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。 ※法第二十一条の二第一項	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。
一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下この項において「特定処理施設」という。)の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	
第十二条の七 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	
5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	
一 燃焼中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、千百度)以上に保つこと。	炉内温度は自動制御にて800°C以上で温度管理します。
三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る)にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油が地下に浸透しないように施設内はコンクリート床構造とし、またタンクには防油堤を設置します。定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに修理します。 PCBの処理は行いません。

5.維持管理計画

焼却施設維持管理基準表 (ガス化改質方式の焼却施設を除く。)

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	対応
規則第四条の五の内容	
二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあっては、次のとおりとする。	
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。	常時ピット内で廃棄物を均一に混合し、燃焼室に投入します。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	廃棄物の投入は自動投入機を使用し、燃焼室の投入は自動投入機にて外気と遮断した状態で定量ずつ行います。
二 焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること。 ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない	燃焼室の空気搅拌を十分に行い、燃焼効率を上げ熱灼減量が10%以下になる様にします。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時は助燃装置を作動させ、廃棄物を燃焼し尽くした後停止させます。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼ガスの温度は指示及び記録計により連続的に記録します。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却すること ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	排ガス冷却設備を設置し、燃焼ガス温度200℃以下に急冷します。
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器入口に温度センサを設置し、連続的に指示、記録します。

5.維持管理計画

焼却施設維持管理基準表 (ガス化改質方式の焼却施設を除く。)

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

- ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。
ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。

- ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること
- ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようごみを焼却すること。

1時間あたりの 処理能力	ダイオキシ ン類の濃度 (ng/m ³)
2t未満	5
2t以上未満	1
1t以上	0.1

H9.8.29 省令65号附則9条

- カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

対応

冷却設備排ガス処理設備にたい積したばいじんは定期的に除去します。
煙突部にCO, O₂計を設置・監視するとともに煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるように焼却します。

CO, O₂計、記録計を設置し連続的に測定し、記録します。

排ガス中のダイオキシン類濃度を自ら管理基準値以下になる様、適正な運転を行います。

排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素)を6ヶ月に1回以上測定を実施し、記録します。

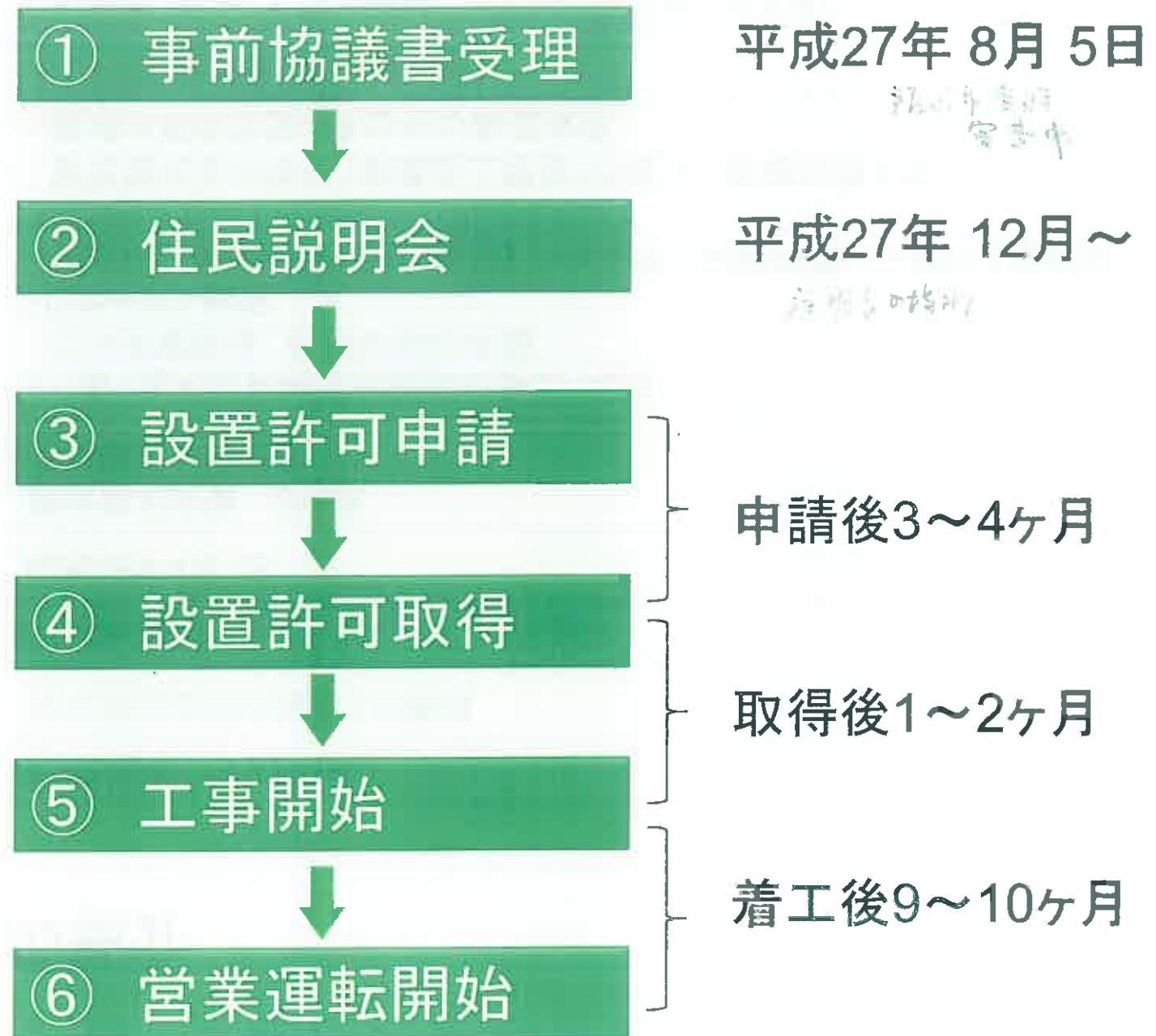
5.維持管理計画

焼却施設維持管理基準表 (ガス化改質方式の焼却施設を除く。)

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

	対応
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素)を6ヶ月に1回以上測定を実施し、記録します。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	構造基準、維持管理基準に従い適切な運転管理を行います。排ガス高度処理施設等を設置し、排ガスによる生活環境影響保全上の支障が生じないように努めます。
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス冷却設備(減温塔)に噴霧する水は完全蒸発させ、水の飛散及び流出を防止します。また、水による洗浄は行いません。
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし、第四条第一項第七号チただし書の場合にあっては、この限りではない。	ばいじんと焼却灰は分離して排出、貯留します。
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰だし設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	溶融は行いません。
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	焼成は行いません。
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんは薬剤(キレート剤)及び水を均一に混合する混練装置を設置し処理します。 セメント固化は行いません。
フ 火災の発生を防止するための必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。	消防の指導の下、火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消防設備を設置します。

6.事業スケジュール



7. 焼却炉メーカーの紹介

◆会社概要

商号	株式会社 アクトリー
本社	石川県白山市水澄町375番地
資本金	98,000,000円
創業	昭和46年4月1日
経営規模等 総合評定値(P)	機械器具設置:1016点 清掃施設:1000点
営業内容	<ul style="list-style-type: none">・一般・産業廃棄物焼却施設の製造・販売　ごみ発電施設、熱回収施設全般・リサイクル施設　焼成炉、乾燥施設、炭化施設、エネルギー回収装置、汚泥脱水装置他・R&Dセンター　研究開発&研修生(発展途上国含)の受入、資格取得支援　環境分析研究室、再生油の製造販売
従業員	134人(平成27年3月31日現在)
営業所 & 工場数	3営業所(東京、札幌、那覇)、2工場(石川県、栃木県)

産業廃棄物焼却炉メーカーとして実績シェア No.1